

**令和8年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業
業務委託に係る企画提案募集要項**

1 委託業務名

令和8年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業 業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業内容等

別紙1仕様書を参照のこと

4 経費

(1) 委託料の上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、会場費、事業実施のための人物費、謝金等）とし、備品等財産の取得に関わる経費は含めないものとする。

(3) 支払方法等

原則として、精算払いとする。

5 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

応募できる団体は、次のいずれの要件も満たすことができる法人格を有する団体とする。

- (1) 首都圏に事務所を有し、緊急時に迅速な対応が可能であり、かつ、千葉県内及び首都圏等での活動が行えること。
- (2) 事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (3) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 過去に、官公庁又はその他団体から、類似の業務を受託した実績を有していること、または、これと同等の実績を有すること。
- (5) 選考委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的と

した団体でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 選考委員会開催時に、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者、または登録見込みであること。
- (11) この公募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止並びに物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (12) この公募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。

7 応募方法等

- (1) 提出物 企画提案書一式 ※「10 応募書類」参照。
- (2) 応募方法 原則電子メール等でデータ提出すること。ただし、7.2MBを超える場合は、大容量のデータ送信が可能なファイル転送システムを使用すること。
上記の方法が困難な場合は、紙媒体で提出することも可能とする。
なお、紙媒体で提出する場合は、「10 応募書類」記載の順に並べ、ステープラーやこよりで左綴じにしたものを作成（正本1部、副本8部）、持参又は郵送すること（FAXでの応募は不可）
※郵送の場合は送付・受取を明確にする手段とすること。
※電子メール送付後または郵送後に電話連絡すること。
電話：043-223-2798
- (3) 提出先 電子メール：sangyo-v@mz.pref.chiba.lg.jp
紙媒体：千葉県 商工労働部 産業振興課 ベンチャー振興班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
- (4) 応募期間 令和8年2月6日（金）から
令和8年2月27日（金）午後5時まで必着

8 応募説明会の開催

- (1) 内容 本募集要項及び仕様書の説明、質疑応答
- (2) 日時 令和8年2月13日（金）午前10時から
- (3) 開催方法 オンライン（ZOOM）
- (4) 申込方法 令和8年2月12日（木）午後2時までに電子メールで団体名、参加者氏名及び連絡先を明記の上、申込むこと。

(5) 申込先 千葉県 商工労働部 産業振興課 ベンチャー振興班
メールアドレス：sangyo-v@mz.pref.chiba.lg.jp

9 質問の受付

(1) 受付期間 令和8年2月6日（金）から2月19日（木）午後5時まで

(2) 受付方法 電子メール

(3) 受付先 電子メール：sangyo-v@mz.pref.chiba.lg.jp

質問毎に隨時、質問者に対し、原則として令和8年2月24日（火）までに電子メールにより回答します。また、質問及び回答については、質問があった企業名を伏せた上で、県ホームページに掲載します。

ただし、軽微な内容のものや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。また、質問内容（応募状況や選考委員に関する質問等）によっては、回答しないことがあります。

10 応募書類

メール送付により提出する場合、応募書類（4）についてもデータ提出とするが、委託先候補者となった場合は、速やかに原本を提出すること。

(1) 申請書（運営管理体制、総括責任者の経歴書含む）（様式1）

(2) 企画提案書

ア 企画提案書は、A4縦型横書きで記載すること。また、必要に応じて、絵、図を用いて分かりやすく記載すること。

イ 提案について、以下の事項について説明できる内容とすること。

- ・技術シーズを持つ研究者等の掘起しの実施内容（理工系の研究機関・大学とのネットワーク、技術シーズの事業可能性や成長力などを評価する能力など）
- ・支援対象者への伴走支援の実施内容（支援対象者の選定数（想定）、募集方法、審査方法、支援期間、伴走支援終了時における目標の設定手法、専門家による支援内容、活用可能な専門家の概要（分野・業界、簡単な経歴など）、その他）
- ・県のスタートアップ関連事業と連携した取組など、県のスタートアップ関連事業全体を活性化するための具体的な取組
- ・運営会議の開催内容（目的、形式、参加者、開催回数、開催内容、関係者が連携して支援を行うための仕組みづくり、想定される具体的な効果、その他）
- ・業務実施体制（①運営管理体制、②総括責任者の経歴書、③人員、④県との連絡体制、その他）
- ・応募者が有する専門性（①ディープテック領域スタートアップの創出支援等に係る知識・人脈・経験・業界構造・関係法規の知見等の概要、②実績を踏まえた具体的な活用方法、その他）
- ・業務実施のスケジュール（業務全工程）

- ・事業実施により見込まれる成果
- (3) 所要経費積算書（様式2）
事業開始日は、令和8年4月1日以降として積算すること。
- (4) 誓約書（様式3）
- (5) 過去3年以内の類似・関連事業実績書（任意様式）
- (6) 直近2事業年度の事業報告書、決算書
- (7) 応募者の概要（企業・団体概要等）

11 選考方法

提出された企画提案書は、別紙2の選考基準に基づき、委託先選考委員会（企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑を行う。なお、感染症等の状況により、オンラインでの開催となる場合がある。）で審査を行い、最も優秀な企画提案を提出した者を委託先候補とする。

なお、選考委員会は、応募者全員による実施を原則とするが、参加資格を有する応募者の数が4者を超えた場合、事務局（産業振興課）が書面による事前審査を実施するものとする。事前審査では、事務局が別紙2の選考基準により企画提案書等を採点し、選考委員会に参加する4者を選定のうえ、審査結果を応募者全員にメールで通知する。

選考委員会開催予定日 令和8年3月中下旬頃を予定

12 選考結果

選考結果は、応募者全員に郵送で通知する。

13 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期間及び提出先に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 選考委員会を正当な理由なく欠席したとき。
- (8) 上に掲げるものの他、提出書類の重大な記載不備等により、県が無効であると判断したとき。

14 委託契約

- (1) 11により選定した委託先候補者と、提案された企画内容を元に詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

提案された企画内容をそのまま委託するものではない。

(別紙1仕様書は業務の大要を示すものであり、契約時は業務委託仕様書の作成については委託候補者決定後、協議の上、県が作成する。)

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

- (2) 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。
ただし、千葉県財務規則第99条第2項第3号及び第7号に該当する場合は免除とする。
- (3) 業務の全部または一部について、県の承諾無しに他者に再委託することはできない。

15 契約の確定

本企画提案募集は令和8年2月定例千葉県議会において本事業に係る予算が成立することを前提とした事前準備手続きである。

なお、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、募集や審査を中止し、委託契約は行わない。また、その場合の企画提案募集参加者や委託先候補において生じた損害について県は一切負担しない。

16 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。
- (4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は県庁内及び選考委員会での検討に限る。
- (6) 最優秀提案者（委託先候補者）は、役員・職員（事業関連者）名簿を1部提出すること。

様式 1

令和 8 年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業 業務委託に係る企画提案申請
書

令和 8 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(応募者)

所在地

名 称

代表者

標記事業について、下記の関係書類を添えて応募します。

- 1 企画提案書（任意様式）
- 2 所要経費積算書（様式 2）
- 3 誓約書（様式 3）
- 4 過去 3 年以内の類似・関連事業実績書（任意様式）
- 5 直近 2 事業年度の事業報告書、決算書
- 6 応募者の概要（企業・団体概要等）

企画提案書

応募者：

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業 業務委託

(2) 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 事業費

千円

(4) 実施団体

※応募者の概要（業務内容、資本金、従業員数等）を記載してください。

2 事業の内容

- (1) 技術シーズを持つ研究者等の掘起しの実施内容（理工系の研究機関・大学とのネットワーク、技術シーズの事業可能性や成長力などを評価する能力など）
- (2) 支援対象者への伴走支援の実施内容（支援対象者の選定数（想定）、募集方法、審査方法、支援期間、伴走支援終了時における目標の設定手法、専門家による支援内容、活用可能な専門家の概要（分野・業界、簡単な経歴など）、その他）
- (3) 県のスタートアップ関連事業と連携した取組など、県のスタートアップ関連事業全体を活性化するための具体的な取組
- (4) 運営会議の開催内容（目的、形式、参加者、開催回数、開催内容、関係者が連携して支援を行うための仕組みづくり、想定される具体的な効果、その他）
- (5) 業務実施体制（①運営管理体制、②総括責任者の経歴書、③人員、④県との連絡体制、その他）
- (6) 応募者が有する専門性（①ディープテック領域スタートアップの創出支援等に係る知識・人脈・経験・業界構造・関係法規の知見等の概要、②実績を踏まえた具体的な活用方法、その他）
- (7) 業務実施のスケジュール（業務全工程）

3 事業実施により見込まれる成果

運営管理体制・総括責任者の経歴書

- 様式は自由です。
- 総括責任者については、氏名、資格、経歴、実績等を詳細に記載してください。
- 業務の実施に当たり、どのような体制を敷くのか具体的に記載してください。
- なお、記載に当たっては、具体的な内容を把握できるように、図や表を用いるなど、分かりやすく記載してください。（組織体制図等）

様式2

所要経費積算書

(単位：円)

事業名		令和8年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業 業務委託		
区分		細目	積算額	備考
I 事業費	I - ① 人件費			
	I - ② 物件費			
II 一般管理費 事業費の 10%以内				
		消費税及び 地方消費税		
合計				

※合計金額は 20,000 千円以内とすること。

様式3

誓約書

千葉県知事 熊谷 俊人 様

所在地

名 称

代表者

印

令和8年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業 業務委託に係る企画提案書の提出を行うに当たり、下記に記載した事項は事実に相違ありません。

記

以下の全てを満たします。

- (1) 選考委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 選考委員会開催時に、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者、または登録見込みであること。
- (7) この公募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止並びに物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) この公募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。

令和8年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業 業務委託に係る仕様書（公募用）

第1 業務の目的・概要

地域経済を活性化させるためには、科学根拠に根差した革新的な技術であるディープテック領域の技術シーズ（研究成果）（※）を一つでも多く社会実装につなげていき、経済成長の原動力であるディープテック領域スタートアップを創出することが重要である。

我が国の理工系の研究機関・大学は高い研究開発力を有しており、また、本県には、理工系の研究機関・大学が数多く存在し、ディープテック領域スタートアップを生み出すための素地があることから、本県での起業に向けて様々な課題を抱える県内外の研究者等に対して、専門家による短期集中的な伴走支援を実施し、ディープテック領域スタートアップの創出を図る。

※食、ライフサイエンス、航空宇宙分野などの分野において、国や世界全体が抱える社会課題を解決し、社会に大きなインパクトを与えられるような潜在力のあるもの

第2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

第3 業務の内容

- ・業務内容については、以下1～5のとおり。
- ・本業務における「支援対象者」は、科学根拠に根差した革新的な技術シーズを持つ研究者等で、将来的に千葉県での法人設立を予定している者のうち、本事業の伴走支援に応募し、県の選定要綱に基づく審査を経て、決定された者とすること。

1 技術シーズを持つ研究者等の掘起し

（1）実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

（2）実施内容

① 技術シーズを持つ研究者等との面談等

受託者は、自らが持つネットワークを活用または新たなネットワークを開拓し、県内の研究機関・理工系大学の産学連携窓口や研究室に在籍する研究者等と面談等を行い、技術シーズの概要や法人設立の意向等を確認するなど、支援対象者となり得る研究者等の掘起しを実施すること。

② 技術シーズリストの作成

掘起しを実施した技術シーズについては、リストにまとめ、四半期ごとに県に提出すること。

2 支援対象者への伴走支援

（1）支援対象者の募集

① 募集要項作成

募集方法は公募方式とし、募集に当たっては、県と協議の上、募集要項を作成すること。

② 応募受付

ホームページ上で応募を受け付けるとともに、その状況を定期的に県に報告すること。

(2) 支援対象者の選定

① 支援対象者の選定数

3者程度

② 選定方法

- ・技術シーズの事業可能性や成長力などの観点から総合的に判断するものとし、そのための効果的な選定方法を策定し、県に提出すること。
- ・県は選定要綱を制定し、本要綱に基づき応募者を審査し、支援対象者を決定する。受託者は審査に用いる応募者に関する資料を作成の上、事前に県に説明すること。
- ・審査に係る検討会議が開かれる場合は、会議に用いる資料を作成し、県の承諾を得ること。
- ・また、会議当日は資料配付、議事進行、有識者等への説明、議事録の作成を行うこと。

(3) 支援期間

1年以内（9か月程度）

(4) 支援内容

① 技術シーズの事業化に向けた課題の整理等

支援の実施に当たっては、各支援対象者に対するヒアリング等を実施し、技術シーズの事業化に向けた課題を整理した上で、伴走支援終了時における目標を設定すること。

② 技術シーズの事業化に係る知識・経験を有する専門家による支援の実施

- ・①で整理した課題ごとに、深い知識・経験を有する専門家を選任し、課題の解決に向けた必要な支援を毎月3回程度の面談等を通じて、提供すること。なお、受託者が専門家として面談することも、回数に含まれるものとする。
- ・原則として受託者は面談等に同席し、議事の進行、議事録の作成を行うこと。
- ・実施形態（対面、オンライン）については指定しないが、支援対象者の利便性、支援効果等を考慮し、適切な手法により実施すること。

(5) 支援カルテの作成

支援対象者との接触（対面、オンライン、電話、メール等）を行った際には、その都度内容を記録した支援カルテ（任意様式）を作成し、保管すること。

3 広報

(1) 本事業への参加者の誘引や事業成果の発信等を効果的に行うため、本事業のホームページ、SNSやポスター・チラシ等を作成すること。

なお、ホームページの作成にあたり独自ドメインを利用する場合で、そのドメインを運用停止する際は、運用停止した旧ドメインを一定期間保持すること。

その他、詳細な内容については、県と協議の上、決定すること。

(2) なお、広報にあたっては、受託者が持つネットワークを活用すること。

4 実績報告書（任意様式）の提出

業務の完了後、「第3 業務の内容 1～3」で実施した内容及びその成果を記載した実績報告書を

作成し、令和9年3月31日（水）までに県に提出すること。

なお、提出方法及び内容については、県と事前に協議すること。

・実績報告書には、「ア メディア掲載報告書」「イ アンケート調査の結果報告書」を添付すること。

・本業務に係る制作物については、速やかに紙媒体（1部）及び電磁的記録での納品を行うこと。

なお、電磁的記録での納品は、納品データを用いて県ホームページ等で活用できるよう、必要なコンテンツの他、テキストデータ、画像データ等とすること。

ア メディア掲載報告書

支援対象者について、メディアへの露出があった場合には、その概要を随時メール等で速やかに報告し、媒体の種別、日時、番組名等を一覧にしたものを作成すること。なお、雑誌等の媒体の場合は掲載物見本を提出すること。

イ アンケート調査の実施及び結果報告書の作成

本業務による支援内容や支援効果などを把握するため、支援終了後、全支援対象者に対してアンケートを実施し、その結果報告書を作成すること。

5 留意事項

受託者は、本事業を効果的に実施するため、スタートアップ総合支援拠点事業など、県のスタートアップ関連事業との連携を図ること。また、本事業の効果を高めることができる取組などについて、独自に企画提案できるものとする（再委託についても同じ）。

第4 運営及び管理

1 運営会議の開催

・各委託業務を効果的かつ円滑に実施するため、受託者と県で運営会議を開催すること。

・運営会議では、業務の進捗状況のほか、伴走支援の中で支援対象者との接触（対面、オンライン、電話、メール等）を行った際の内容について報告すること。

・運営会議の開催後は議事録の作成を行うこと。

2 実施体制

ディープテック領域スタートアップの経営参画経験者、ディープテック領域スタートアップの創出支援において実績を有する者、各分野・業界の事情に精通した者など、ディープテック領域のスタートアップを可能な限り実体験から助言できる人材を活用するように努めること。

3 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（印刷製本費、通信運搬費など）は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

4 委託業務実施計画書の提出

本業務の受託者は、本業務委託契約を締結後直ちに、提案した企画書を基に県と協議の上、委託業

務実施計画書を作成し、その承認を受けなければならず、本契約の履行に際し遵守しなければならない。

なお、県の承認を受けた委託業務実施計画書を変更しようとする場合は、変更箇所を明示した委託業務実施計画書(改訂版)を提出し、その承認を受けなければならない。

第5 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによること。

- 1 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡すること。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとすること。
- 2 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとすること。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- 3 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないこと。

第6 個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとすること。

第7 納入物品に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

第8 法令遵守及び安全管理

1 関係法令の遵守

本業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

2 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、緊急時の連絡体制を整備すること。

3 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。

第9 密密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様と

すること。

第10 その他事項

1 再委託について

本事業の受託者は、業務の全部または一部について、県の承諾をなしに他者に再委託をすることはできない。

2 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

3 その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

第11 事業の変更または中止

天災、感染症等の状況により事業が中止または変更となる場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実際に要した経費をもとに受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。また、委託料の範囲内で柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

令和8年度ディープテック領域スタートアップ創出支援事業
業務委託に係る選考基準

審査項目		審査基準
企画提案 内容	業務内容 の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
	独自性、 企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容を十分に理解し、成果が期待できる企画となっているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨に鑑みて効果的な独自提案がなされているか。
	事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者となる技術シーズの掘起しを効果的に行う工夫がなされているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・技術の有用性の精査、大学との知財交渉などの支援対象者が抱える課題を適切に解決し、起業に繋がることが見込まれるか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業による伴走支援のほか、県のスタートアップ関連事業と連携した取組などを実施することで、県のスタートアップ関連事業全体の効果を高めることが見込まれるか。
業務遂行 能力	専門知識、 適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・技術シーズの掘起しに当たり、理工系の研究機関・大学とのネットワークを有しているか。 ・技術シーズの事業可能性や成長力などを評価する能力を有しているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者が有するそれぞれの課題を的確に把握するとともに、課題毎に深い知識・経験を有する専門人材を用意するなど、必要な支援を実施できる能力を有しているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・県のスタートアップ関連事業と連携した取組など、県のスタートアップ関連事業全体を活性化するための具体的な取組がなされているか。
	業務実施 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施するための体制、遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金・経営能力・経営処理能力など、事業実施するための経営的基礎力が十分備わっているか。

	類似業務の 経験・実績	<ul style="list-style-type: none">・業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
	経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。・費用対効果に十分配慮した経費となっているか。